（国立研究開発法人海洋研究開発機構法の一部改正）

第十三条　国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十七条の二中「（平成二十年法律第六十三号）」を削る。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第十四条　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十七条の二中「（平成二十年法律第六十三号）」を削る。

（健康・医療戦略推進法の一部改正）

第十五条　健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「内閣府において処理する」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第十六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号中「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項」を「科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項」に、「第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において」を「以下」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十六の二　健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三　医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

第四条第三項第七号中「科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項」を「科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項」に改める。

第四十条第一項中「知的財産戦略推進事務局」の下に「、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局」を加える。

第四十条の四を第四十条の六とし、第四十条の三の次に次の二条を加える。

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四　科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十七号に掲げる事務をつかさどる。

2　科学技術・イノベーション推進事務局の長は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。

3　科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。

4　前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（健康・医療戦略推進事務局）

第四十条の五　健康・医療戦略推進事務局は、第四条第一項第十六号の二及び第十六号の三並びに第三項第七号の四に掲げる事務をつかさどる。

2　健康・医療戦略推進事務局の長は、健康・医療戦略推進事務局長とする。

3　健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4　前二項に定めるもののほか、健康・医療戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の科学技術・イノベーション基本法（次項において「新基本法」という。）第十二条の規定の例により、科学技術・イノベーション基本計画を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は施行日前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められた科学技術・イノベーション基本計画は、施行日において新基本法第十二条の規定により定められたものとみなす。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下この項及び次条において「新活性化法」という。）第十五条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のうち独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人経済産業研究所若しくは独立行政法人環境再生保全機構（以下この条において「新研究開発法人」と総称する。）との間で有期労働契約（同項第一号に規定する有期労働契約をいう。次項において同じ。）を締結した者又は新活性化法第十五条の二第一項第三号若しくは第四号に掲げる者のうち新研究開発法人との共同研究開発等（同項第三号に規定する共同研究開発等をいう。）に係る同項第三号若しくは第四号に規定する業務に専ら従事する者であって、施行日前に労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第十五条の二第二項の規定は、同項に規定する者が新研究開発法人との間で締結していた有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）であって労働契約法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十六号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第二条第十七項に規定する特定補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。

2　旧中小強化法第六十五条の規定を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係については、新活性化法第三十四条の十三の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係とみなす。

3　旧中小強化法第六十六条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有については、それぞれ新活性化法第三十四条の十四第一項第一号及び第二号の規定により保有しているものとみなす。